

熊本市後期高齢者フレイル対策事業業務委託契約候補者選定審査会審査基準

熊本市後期高齢者フレイル対策事業業務委託契約候補者選定審査会審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 「国保年金課保健事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づく、熊本市後期高齢者フレイル対策事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に健康福祉局健康福祉部国保年金課（以下「事務局」という。）にて提示金額が上限額以内であることを確認する。提示金額が上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 委員会の委員（以下「委員」という。）及び事務局は提出書類の記載内容を確認する。
- (3) 委員会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 委員は、「別表 評価項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において各委員が評価した点数を合計し、全委員の合計点数を提案者の得点とする。

3 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、得点が最も高い提案者を候補者として選定し、次点の者を契約次点候補者として決定する。
- (2) 得点が満点の6割に満たない（60点未満の）提案者は、市が要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、評価項目のうち「企画内容」の合計点数が高い者を上位とする。
「企画内容」の合計点数も同じ場合は、くじにより決定する。

別表 評価項目

審査項目	評価の視点		配点
基本的事項	①	後期高齢者についての、国や市の現状や課題を踏まえた提案となっているか。	10
企画内容	②	保健指導や講話、体操は、専門職による科学的根拠に基づいたもので、健康の維持や改善につながるような内容となっているか。	10
	③	事業参加後も対象者がフレイル予防のための取組みを継続できるよう、意識の醸成や自宅で実施可能な運動メニューの提示がなされているか。	10
	④	通知文や啓発資材は高齢者の特性に応じた工夫がなされているか。	10
	⑤	対象者の健康状態やフレイルリスクを多面的に把握できる工夫がなされているか。	10
	⑥	対象者を既存のサービスや通いの場、地域包括支援センター等の関係機関等に繋げるために動機づけやフォロー体制等について工夫がなされているか。	10
	⑦	事業の報告について、行動変容の評価等の効果検証や課題等が明確に提案され、翌年度に反映可能な内容となっているか。	10
	業務実績	⑧	過去5年間で同種の業務実績が2回以上あるか。
独自提案	⑨	本事業の効果をさらに高める方法について具体的に提案されているか。	10
実施体制	⑩	個別支援・健康教育の実施者について、専門性を確保し、委託者及び対象者との連絡調整等を速やかに実施できる人員や実施体制を整えられているか。	5
	⑪	個人情報の管理について、各種団体からの認証(プライバシーマーク等)や個人情報取り扱い体制図の提示等、適切な取り扱いとなっているか。	5
見積価格	⑫	提案内容と比較し妥当性があるか。積算内訳及び根拠が明確に示されているか。	5
合 計			100